

## (4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和元年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を8割5分とし、県は、損害賠償金64,168円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成31年3月15日

#### (2) 事故発生場所

米子市陰田町地内

(3) 事故の状況

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、側道から山陰道米子西 I C 出口道路に合流した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。